＝自転車ＪＩＳ改正（案）に対する意見募集について＝

（一財）自転車産業振興協会

当協会は、ＪＩＳ原案作成団体として、今般、下記の自転車ＪＩＳ規格（１規格）について、業界有識者で構成する「ＪＩＳ調査分科会・ランプ部会」において、具体的改正内容を十分審議・検討した上で、最終改正（案）を取りまとめました。

つきましては、この改正（案）に対して、広く業界の皆様からご意見をいただきたく、下記の要領によりパブリックコメントを募集いたしますので、是非とも忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

なお、改正（案）は新旧ＪＩＳ対比表を作成の上、当協会・技術研究所のホームページ（http://www.jbtc.or.jp）に掲載いたしております。

意見募集対象規格	ＪＩＳ Ｃ９５０２（自転車用灯火装置）
意見募集期　　間	平成２５年４月１１日（木）～５月１０日（金）
意見募集方　　法	会社名、担当者名、連絡先等を必ず明記の上、下記宛に文書又はメールで送信願います。（様式問わず）
送付及び問合せ先	〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西１丁３－３ （一財）自転車産業振興協会　技術研究所 ＴＥＬ　072-238-8731 ＦＡＸ　072-238-8271 e-mail webmaster@jbtc.or.jp
そ の 他	・皆様から頂いたご意見（コメント）につきましては、必要に応じて内容を検討させていただきます。 ・本原案は規格の最終版ではありません。したがって、今後の審議過程で内容が変更する場合があります。

JＩＳ改正対比表（現行ＪＩＳと改正案）

〔今回の改正案のポイント〕
- D9101（自転車用語）で、「電動アシスト自転車」の用語を定義したのに伴う変更。
- 灯火装置の光度試験における点滅の解釈を明確にした。
- 一次電池を使用した前照灯の光度維持試験は、光源の違い（LED と電球）に分けて 400cd の維持時間に変更した。
- 照度測定における数値のばらつきについての解釈を明確にした。
- 前照灯及び尾灯の表示方法を追加した。

規格	現行ＪＩＳ	規格	改正案
C9502（自転車用灯火装置）	**1　適用範囲** この規格は，**JIS D 9111** に規定する自転車に取り付けて使用する自転車用灯火装置（以下，灯火装置という。）について規定する。 なお，この規格は，一般用自転車に駆動補助機能が付加された駆動補助機付自転車のうち，駆動補助装置の駆動に使用する電池を前照灯及び尾灯の電源として併用するものには適用しない。ただし，前照灯及び尾灯だけで試験可能な項目だけを準用してもよい。 **2　引用規格** 次に掲げる規格は，この規格に引用されることによって，この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。 **JIS C 1102-2**　直動式指示電気計器　第 2 部：電流計及び電圧計に対する要求事項 **JIS C 1609-1**　照度計　第 1 部：一般計量器 **JIS C 7508**　携帯電灯用電球 **JIS C 7510**　自転車発電ランプ用電球 **JIS C 8501**　マンガン乾電池 **JIS C 8511**　アルカリ一次電池 **JIS C 8513**　リチウム一次電池の安全性	C9502（自転車用灯火装置）	**1　適用範囲** この規格は，**JIS D 9111** に規定する自転車に取り付けて使用する自転車用灯火装置（以下，灯火装置という。）について規定する。 なお，この規格は，~~一般用自転車に駆動補助機能が付加された駆動補助機付自転車~~電動アシスト自転車のうち，駆動補助装置の駆動に使用する電池を前照灯及び尾灯の電源として併用するものには適用しない。ただし，前照灯及び尾灯だけで試験可能な項目だけを準用してもよい。 **2　引用規格** 次に掲げる規格は，この規格に引用されることによって，この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。 **JIS C 1102-2**　直動式指示電気計器　第 2 部：電流計及び電圧計に対する要求事項 **JIS C 1609-1**　照度計　第 1 部：一般計量器 ~~**JIS C 7508**　携帯電灯用電球~~ **JIS C 7510**　自転車発電ランプ用電球 ~~**JIS C 8501**　マンガン乾電池~~ ~~**JIS C 8511**　アルカリ一次電池~~ **JIS C 8513**　リチウム一次電池の安全性 **JIS C 8515**　一次電池個別製品仕様

規格	現行ＪＩＳ	規格	改正案
C9502（自転車用灯火装置）	**JIS C 8705**　密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池 注記　対応国際規格：**IEC 61951-1**，Secondary cells and batteries containing alkaline or other non-acid electrolytes－Portable Sealed rechargeable single cells－Part 1: Nickel-cadmium (MOD) **JIS C 8708**　密閉型ニッケル・水素蓄電池 **JIS C 8711**　ポータブル機器用リチウム二次電池 **JIS C 60068-2-6**　環境試験方法－電気・電子－正弦波振動試験方法 **JIS D 0202**　自動車部品の塗膜通則 **JIS D 9101**　自転車用語 **JIS D 9111**　自転車－分類及び諸元 **JIS D 9419**　自転車－ハブ **JIS H 8502**　めっきの耐食性試験方法 **JIS H 8610**　電気亜鉛めっき **JIS H 8617**　ニッケルめっき及びニッケル－クロムめっき **6**　灯火装置の光度及び光線の色 **6.1**　前照灯の光度及び光線の色 **6.1.1**　光度 **6.1.1.1**　最低光度 前照灯は，その配光特性に応じて，**14.1.2 a)**及び **14.1.2 b)**の試験方法の測定点及び光度値のうち，適切な配光特性を選んで測定したとき，次に示す値以上の光度が得られなければならない。また，定格電圧で点灯したときに目で見える点滅をしてはならない。 a)　**試験方法 1（横長形配光特性）による場合**　前照灯の光度は，**14.1.1** 及び **14.1.2 a)**によって測定したとき，**図 2** に示すスクリーン面の照度の測定点 A，B 及び領域 C における光線の光度値 *A*，*B* 及び *C* は，次による。	C9502（自転車用灯火装置）	~~**JIS C 8705**　密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池~~ ~~注記　対応国際規格：**IEC 61951-1**，Secondary cells and batteries containing alkaline or other non-acid electrolytes－Portable Sealed rechargeable single cells－Part 1: Nickel-cadmium (MOD)~~ **JIS C 8708**　密閉型ニッケル・水素蓄電池 **JIS C 8711**　ポータブル機器用リチウム二次電池 **JIS C 60068-2-6**　環境試験方法－電気・電子－正弦波振動試験方法 ~~**JIS D 0202**　自動車部品の塗膜通則~~ **JIS D 9101**　自転車用語 **JIS D 9111**　自転車－分類及び諸元 **JIS D 9419**　自転車－ハブ **JIS H 8502**　めっきの耐食性試験方法 **JIS H 8610**　電気亜鉛めっき **JIS H 8617**　ニッケルめっき及びニッケル－クロムめっき **JIS K 5600-5-4**　塗料一般試験方法－第 5 部：塗膜の機械的性質－第 4 節：引っかき硬度（鉛筆法） **6**　灯火装置の光度及び光線の色 **6.1**　前照灯の光度及び光線の色 **6.1.1**　前照灯の光度 **6.1.1.1**　~~最低光度~~配光特性 前照灯の光度は，次に示す **a)**又は **b)**に適合しなければならない。 なお，LED を光源とする前照灯で光源の発光波形が周期的に変化するものは，自転車の速度 15 km/h のときにその周波数は 35 Hz 以上でなければならない。 a)　**試験方法 1~~（横長形配光特性）~~による場合**　前照灯の光度は，~~**14.1.1** 及び~~ **14.1.~~2~~1 a)**によって測定したとき，**図 2** に示すスクリーン面の照度の測定点 A，B 及び領域 C における光線の光度値 *A*，*B* 及び *C* は，次による。

規格	現行ＪＩＳ	規格	改正案
C 9502（自転車用灯火装置）	**1)** 測定点 A の光度値は，400 cd 以上であり，かつ，前照灯の最大光度値 I_{max} の 80 %以上でなければならない。 $400\,\text{cd} \leqq A \geqq 0.8I_{max}$ **2)** V 面上の測定点 B と 3.5° D 面上の測定点 B のそれぞれの点を直線で結んだ領域内のどの位置においても，光度は 0.5 I_{max} 以上でなければならない。 $B \geqq 0.5I_{max}$ **3)** 15° U と 15° D 及び 80° L と 80° R の間の範囲内のどの位置においても，光度は，0.05 cd 以上でなければならない。 **4)** H 面から上方のどの位置においても，光度は 120 cd を超えてはならない。 $C \leqq 120\text{cd}$ **b) 試験方法 2（円形配光特性）による場合** 前照灯の光度は，**14.1.1** 及び **14.1.2 b)**によって測定したとき，**図 3** に示すスクリーン面の照度の測定点 A，B，C，D 及び E における光線の光度値 *A*，*B*，*C*，*D* 及び *E* は，次による。 **1)** 測定点 A の光度値は，400 cd 以上であり，かつ，前照灯の最大光度値 I_{max} の 80 %以上でなければならない。 $400\text{cd} \leqq A \geqq 0.8I_{max}$ **2)** 測定点 B，C，D 及び E の平均光度値は，100 cd 以上であり，かつ，各測定点の光度値は，50 cd 以上でなければならない。 $B,C,D,E \geqq 50\,\text{cd}$ $\frac{1}{4}(B+C+D+E) \geqq 100\,\text{cd}$	C 9502（自転車用灯火装置）	**1)** 測定点 A の光度値は，400 cd 以上であり，かつ，前照灯の最大光度値 I_{max} の 80 %以上でなければならない。 $400\,\text{cd} \leqq A \geqq 0.8I_{max}$ **2)** V 面上の測定点 B と 3.5° D 面上の測定点 B のそれぞれの点を直線で結んだ領域内のどの位置においても，光度は 0.5 I_{max} 以上でなければならない。 $B \geqq 0.5I_{max}$ **3)** 15° U と 15° D 及び 80° L と 80° R の間の範囲内のどの位置においても，光度は，0.05 cd 以上でなければならない。 **4)** H 面から上方のどの位置においても，光度は 120 cd を超えてはならない。 $C \leqq 120\,\text{cd}$ なお，光度値の切り替えがあるものは，光度値の大きい方（hi）と小さい方（low）でそれぞれの値を満足しなければならない。 **b) 試験方法 2~~（円形配光特性）~~による場合** 前照灯の光度は，~~**14.1.1** 及び~~ **14.1.~~2~~1 b)**によって測定したとき，**図 3** に示すスクリーン面の照度の測定点 A，B，C，D 及び E における光線の光度値 *A*，*B*，*C*，*D* 及び *E* は，次による。 **1)** 測定点 A の光度値は，400 cd 以上であり，かつ，前照灯の最大光度値 I_{max} の 80 %以上でなければならない。 $400\text{cd} \leqq A \geqq 0.8I_{max}$ **2)** 測定点 B，C，D 及び E の平均光度値は，100 cd 以上であり，かつ，各測定点の光度値は，50 cd 以上でなければならない。 $B,C,D,E \geqq 50\,\text{cd}$ $\frac{1}{4}(B+C+D+E) \geqq 100\,\text{cd}$

規格	現行ＪＩＳ	規格	改正案
Ｃ９５０２（自転車用灯火装置）	なお，2 灯式で，1 灯ごとに単独でも点灯するものについては，1 灯ごとにそれぞれの値を満足しなければならない。 **6.2.1　尾灯の光度** 尾灯の光度は，**14.2** で試験を行ったとき，次に規定する各項に適合しなければならない。 **7　ダイナモ** **7.1　定格** 発電ランプの定格電圧及び定格出力は，自転車の速度が 15 km/h のときのダイナモの電圧及び出力で表す。 なお，ハブダイナモの定格電圧及び定格出力は，タイヤの呼び径が，標準車輪用では 26，小径車輪用では 22 の場合の値とする。 電球を光源とする発電ランプの定格電圧及び定格出力は，**表 8** による。LED を光源とする発電ランプの定格電圧及び定格出力は，**表 8** によることが望ましい。 **7.2　出力特性** ダイナモは，**14.3** で試験を行ったとき，ダイナモの種類に応じて，**a)**又は **b)**の出力特性に適合しなければならない。 **7.3　ダイナモ出力の保持** 15 km/h に相当する速度で，**表 10** の抵抗値又は発電ランプの定格電圧及び定格出力から計算された抵抗値のマンガニン線の抵抗器を付け，連続 1 時間運転したときのダイナモの端子電圧は，そのダイナモの定格電圧の 85 %以下に低下してはならない。	Ｃ９５０２（自転車用灯火装置）	なお，2 灯式で，1 灯ごとに単独でも点灯するものについては，1 灯ごとにそれぞれの値を満足しなければならない。また，光度値の切り替えがあるものは，光度値の小さい方（low）とする。 **6.2.1　尾灯の光度** 尾灯の光度は，**14.2.1** で試験を行ったとき，次に規定する各項に適合しなければならない。なお，LED を光源とする尾灯で光源の発光波形が周期的に変化するものは，自転車の速度 15 km/h のときにその周波数は 35 Hz 以上でなければならない。 **7　ダイナモ** **7.1　定格** 発電ランプの定格電圧及び定格出力は，自転車の速度が 15 km/h のときのダイナモの電圧及び出力で表す。 なお，ハブダイナモの定格電圧及び定格出力は，タイヤの呼び径が，標準車輪用では 26，小径車輪用では 22 の場合の値とする。 電球を光源とする発電ランプの定格電圧及び定格出力は，**表 8** による。LED を光源とする発電ランプの定格電圧及び定格出力は，~~**表 8** によることが望ましい~~この限りではない。 **7.2　出力特性** ダイナモは，**14.3** で試験を行ったとき，ダイナモの種類に応じて，**a)**又は **b)**の出力特性に適合しなければならない。また，ダイナモは自転車の速度 5 km/h のときに発電周波数が 8 Hz 以上でなければならない。ただし，ダイナモと前照灯及び尾灯の組み合わせを限定する場合は除く。 **7.3　ダイナモ出力の保持** 15 km/h に相当する速度で，**表 10** の抵抗値又は発電ランプの定格電圧及び定格出力から計算された抵抗値の~~マンガニン線の~~抵抗器を付け，連続 1 時間運転したときのダイナモの端子電圧は，そのダイナモの定格電圧の 85 %以下に低下してはならない。

規格	現行ＪＩＳ	規格	改正案
C9502（自転車用灯火装置）	**8**　電池 **8.1**　一次電池 **8.1.1**　仕様 灯火装置に附属する一次電池は，その種類によって，**JIS C 8501**，**JIS C 8511**，**JIS C 8513** などによる。 **8.1.2**　光度の維持 **8.1.2.1**　一次電池を使用した前照灯 **14.4** の試験を行った後，**図 2** 又は**図 3** の測定点 A における光線の光度値は，100 cd 以上でなければならない。 なお，標準光源を全負荷（すなわち，ほかの灯火がある場合には，それらの照明装置を含める。）で，連続 10 時間作動させたときの全負荷状態での電圧を測定し，その電圧によって検査した測定点 A における光線の光度値が 100 cd 以上あるときは，この規定に適合したものとみなす。 **8.1.2.2**　一次電池を使用した尾灯 **14.4** の試験を行った後，**図 7** の測定点 HV における光線の光度値は，0.25 cd 以上でなければならない。 なお，標準光源を全負荷（すなわち，ほかの灯火がある場合には，それらの照明装置を含める。）で，連続 10 時間作動させたときの全負荷状態での電圧を測定し，その電圧によって検査した測定点 HV における光線の光度値が 0.25 cd 以上あるときは，この規定に適合したものとみなす。 **8.2**　二次電池 **8.2.1**　仕様 灯火装置に附属する二次電池は，その種類によって，**JIS C 8705**，**JIS C 8708**，**JIS C 8711** などによる。	C9502（自転車用灯火装置）	**8**　電池 **8.1**　一次電池 **8.1.1**　仕様 灯火装置に附属する一次電池は，その種類によって，~~**JIS C 8501**，**JIS C 8511**，~~**JIS C 8513** <u>及び **JIS C8515**</u> などによる。 **8.1.2**　光度の維持 **8.1.2.1**　一次電池を使用した前照灯 **14.4** の試験を行った後，**図 2** 又は**図 3** の測定点 A における光線の光度値は，~~100~~<u>400</u>cd 以上でなければならない。 ~~なお，標準光源を全負荷（すなわち，ほかの灯火がある場合には，それらの照明装置を含める。）で，連続 10 時間作動させたときの全負荷状態での電圧を測定し，その電圧によって検査した測定点 A における光線の光度値が 100 cd 以上あるときは，この規定に適合したものとみなす。~~ **8.1.2.2**　一次電池を使用した尾灯 **14.4** の試験を行った後，**図 7** の測定点 HV における光線の光度値は，0.25 cd 以上でなければならない。 ~~なお，標準光源を全負荷（すなわち，ほかの灯火がある場合には，それらの照明装置を含める。）で，連続 10 時間作動させたときの全負荷状態での電圧を測定し，その電圧によって検査した測定点 HV における光線の光度値が 0.25 cd 以上あるときは，この規定に適合したものとみなす。~~ **8.2**　二次電池 **8.2.1**　仕様 灯火装置に附属する二次電池は，その種類によって，~~**JIS C 8705**，~~**JIS C 8708**，**JIS C 8711** などによる。

規格	現行ＪＩＳ	規格	改正案
Ｃ９５０２（自転車用灯火装置）	**11.2 塗装** 塗装を施した面の外観の状態を目視などによって調べるとともに，**JIS D 0202** の **4.13**（鉛筆引っかき抵抗性試験方法）によってしん（芯）の種類 F の鉛筆を用いて試験を行ったとき，塗膜に破れがあってはならない。 **14.1 前照灯の光度試験** **14.1.1 光度試験用の灯火装置** 光度試験用に供する前照灯は，標準光源を取り付け，かつ，**14.1.2 a) 1)** に規定する試験電圧で操作しなければならない。 **1) 試験電圧** 試験電圧は，正弦波に近い交流（周波数 50 Hz 又は周波数 60 Hz）又は直流の定格電圧とする。また，ダイナモを定格電圧となるように稼動させてもよい。 なお，電池を使用した前照灯は，未使用の一次電池（使用推奨期限内）又は充電した二次電池の初期電圧（全負荷状態）を測定し，試験電圧とする。 **2) 照度計** 照度計は，**JIS C 1609-1** に規定する A 級の照度計又はこれと同等以上の性能をもつ照度計を用いる。 **3) 照度測定** 照度測定は，試験電圧で電球は約 10 分間，LED は約 30 分間点灯させ，特性がほぼ一定になったとき，各測定点において行う。 **14.2 尾灯の光度試験** **14.2.1 光度試験用の灯火装置** 光度試験用に供する尾灯は，標準光源を取り付け，かつ，製造業者が明示する定格電圧に対する基準光束で操作しなければならない。基準光束は，2 lm とする。	Ｃ９５０２（自転車用灯火装置）	**11.2 塗装** 塗装を施した面の外観の状態を目視などによって調べるとともに，~~**JIS D 0202** の **4.13**（鉛筆引っかき抵抗性試験方法）~~**JIS K 5600-5-4** の規定によって，しん（芯）の種類 F の鉛筆を用いて鉛筆引っかき抵抗性試験を行ったとき，塗膜に破れがあってはならない。 **14.1 前照灯の光度試験** ~~**14.1.1 光度試験用の灯火装置**~~ ~~光度試験用に供する前照灯は，標準光源を取り付け，かつ，**14.1.2 a) 1)** に規定する試験電圧で操作しなければならない。~~ **1) 試験電圧** 試験電圧は，電源の種類により正弦波に近い交流（周波数 50 Hz 又は周波数 60 Hz）又は直流の定格電圧とする。 ~~また，~~なお，ダイナモを~~定格電圧となるように~~自転車の速度 15 km/h で稼動させてもよい。 ~~なお，電池を使用した前照灯は，未使用の一次電池（使用推奨期限内）又は充電した二次電池の初期電圧（全負荷状態）を測定し，試験電圧とする。~~ **2) 照度計** 照度計は，**JIS C 1609-1** に規定する A 級の照度計又はこれと同等以上の性能をもつ照度計を用いる。 **3) 照度測定** 照度測定は，試験電圧で電球は約 10 分間，LED は約 30 分間点灯させ，特性がほぼ一定になったとき，各測定点において行う。 なお，光源の発光波形が周期的に変化する場合には，光電出力の積分時間は，点灯周期の整倍数か，又は平均化処理により再現性を確保する。 **14.2 尾灯の光度試験** ~~**14.2.1 光度試験用の灯火装置**~~ ~~光度試験用に供する尾灯は，標準光源を取り付け，かつ，製造業者が明示する定格電圧に対する基準光束で操作しなければならない。基準光束は，2 lm とする。~~

規格	現行ＪＩＳ	規格	改正案
Ｃ９５０２（自転車用灯火装置）	**14.4　一次電池を使用した前照灯及び尾灯の光度の維持試験** 試験する灯火装置に標準光源及び未使用の一次電池（使用推奨期限内のもの）を取り付ける。試験は，周囲温度 20 ℃±2 ℃，相対湿度 (60±15) %において行う。 標準光源を全負荷（すなわち，ほかの灯火装置がある場合には，それらの照明装置を含める。）で，1 日に 1 回，連続 30 分間作動させ，1 週間につき連日 5 日間，4 週間にわたって作動（すなわち，合計 10 時間作動）させる。 この試験期間終了時の全負荷状態での電圧を測定し，その電圧を使用して光度を試験する。	Ｃ９５０２（自転車用灯火装置）	**14.4　一次電池を使用した前照灯及び尾灯の光度の維持試験** 試験する灯火装置に~~標準光源及び~~未使用の一次電池（使用推奨期限内のもの）を取り付ける。製造業者の推奨する一次電池があれば，その電池を使用する。試験は，周囲温度 20 ℃±2 ℃，相対湿度 (60±15) %~~において~~で行う。 標準光源を全負荷（すなわち，ほかの灯火装置がある場合には，それらの照明装置を含める。）で，~~1 日に 1 回，連続 30 分間作動させ，1 週間につき連日 5 日間，4 週間にわたって作動（すなわち，合計 10 時間作動）~~連続作動させる。~~この試験期間終了時の全負荷状態での~~LED を光源とする前照灯は 5 時間後の電圧，電球を光源とする前照灯は 2 時間後の電圧，尾灯は 10 時間後の電圧を測定し，その電圧を使用して光度を試験する。 なお，光度値の切り替えがあるものは，光度値の小さい方（LOW）で試験する。
	14.6.3　灯火装置の温度試験 前照灯，尾灯及び／又はダイナモを 50^{+5}_{0} ℃の雰囲気中に 2 時間放置する。次に，安定状態になるまで周囲温度中に放置する。 なお，前照灯及び／又は尾灯は，この後電球を取り外してきれいにふきとり（生成物を取り除くため），5 分間定格電圧で点灯させた後，再び前照灯及び／又は尾灯に組み込む。さらに，前照灯及び／又は尾灯を定格電圧の 117 %で 1 時間点灯させる。その後，異常の有無を調べる。		**14.6.3　灯火装置の温度試験** 前照灯，尾灯及び／又はダイナモを 50^{+5}_{0} ℃の雰囲気中に 2 時間放置する。次に，安定状態になるまで周囲温度中に放置する。 ~~なお，前照灯及び／又は尾灯は，この後電球を取り外してきれいにふきとり（生成物を取り除くため），5 分間定格電圧で点灯させた後，再び前照灯及び／又は尾灯に組み込む。~~さらに，前照灯及び／又は尾灯を定格電圧の 117 %で 1 時間点灯させる。その後，異常の有無を調べる。
	14.6.5　灯火装置の耐食試験 耐食試験は，**JIS H 8502** の規定によって 50 時間の試験を行う。		**14.6.5　灯火装置の耐食試験** 耐食試験は，**JIS H 8502** ~~の~~に規定する中性塩水噴霧試験方法によって 50 時間の試験を行う。
	16.1　製品の表示 **16.1.1　前照灯及び尾灯** 前照灯及び尾灯には，前照灯及び尾灯の表面などの見やすいところに，		**16.1　製品の表示** **16.1.1　前照灯及び尾灯** 前照灯及び尾灯には，前照灯及び尾灯の表面などの見やすいところに，

規格	現行ＪＩＳ	規格	改正案
C9502（自転車用灯火装置）	容易に消えない方法で，次の事項を表示しなければならない。 **a)**　定格電圧（V）[6] **b)**　定格出力（W）[6] **注**[6]　電球を使用するものについては，**JIS C 7508**及び **JIS C 7510**に規定する電球の形式を表示してもよい（**例**　2.5V0.3ABK，D6V2.4WE）。 **c)**　製造業者名又はその略号 [7] **d)**　製造年月又はその略号 [7] **e)**　規格番号（**JIS C 9502**）[7] **注**[7]　前照灯とダイナモとが一体式の発電ランプでは，省略してもよい。 **16.2　包装への表示** 灯火装置の包装，外箱，又はヘッダーには，5 m の距離のスクリーン面での 4 lx の照射範囲（升目の 1 目盛り 30 cm 角の XY 方眼上に図示する。）を表示するのが望ましい。 **17　取扱説明書** 個々の灯火又はシステムとともに，次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付しなければならない。ただし，製造業者の判断によって情報を追加する，又は該当しない事項は，省略してもよい。 **h)**　インジケータをもつものは，信号が出てから測定点 A における光線の光度値が 100 cd となるまでのおよその時間 **i)**　夜間の無灯火走行の危険性，及び違法性	C9502（自転車用灯火装置）	容易に消えない方法で，次の事項を表示しなければならない。 **a)**　定格電圧（V）[6] **b)**　定格出力（W）[6] **注**[6]　電球を使用するもの~~については~~は，~~**JIS C 7508**及び~~ **JIS C 7510**に規定する電球の形式を表示してもよい~~（**例**　2.5V0.3ABK，D6V2.4WE）~~。ダイナモ式で LED を使用するものは，使用するダイナモの前照灯及び尾灯に該当する定格電圧及び定格出力，又は使用するダイナモとの互換性を表示してもよい。電池式で LED を使用するものは，**16.1.3**の表示があれば省略してもよい。 **c)**　製造業者名又はその略号 [7] **d)**　製造年月又はその略号 [7] **e)**　規格番号（**JIS C 9502**）[7] **16.2　包装への表示** 灯火装置の包装，外箱，又はヘッダーには，5 m の距離のスクリーン面での 4 lx の照射範囲（升目の 1 目盛り 30 cm 角の XY 方眼上に図示する。）及び一次電池を用いるものは光度値と連続点灯時間のグラフを表示するのが望ましい。 **17　取扱説明書** 個々の灯火又はシステムとともに，次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付しなければならない。ただし，製造業者の判断によって情報を追加する，又は該当しない事項は，省略してもよい。 ~~**h)**　インジケータをもつものは，信号が出てから測定点 A における光線の光度値が 100 cd となるまでのおよその時間~~ **~~i~~h)**　夜間の無灯火走行の危険性，及び違法性 **i)**　前照灯の灯火が対向者に眩しくならないよう配慮する旨の注意